

朝銀キャッシュカード取引規定

1. (カードの利用)

(1) 普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金(無料払戻回数に制限のあるⅠ型と無料払戻回数に制限のないⅡ型を含みます。)について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れる場合。
- ② 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金を払戻す場合。
- ③ 当組合および出金提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④ 当組合所定の各種手続きを行う自動受付機(以下「受付機」といいます。)を使用して暗証等を変更する場合。
- ⑤ その他当組合が定めた取引を行う場合。

(2) カードは、当組合および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れる場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合もしくは入金提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合もしくは入金提携先が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻す場合は、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合もしくは出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合もしくは出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内（書面その他の当組合所定の方法により申出を受け、当組合が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 当組合および出金提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻金額と後記6の出金手数料金額および後記7の払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当組合もしくはカード振込提携先所定の金額単位とし、1回あたりの振込は、当組合もしくはカード振込提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内（書面その他の当組合所定の方法により申出を受け、当組合が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 振込機を使用して振込を依頼する場合に、振込金額、後記6の出金手数料金額および後記8の振込手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

5. (入金手数料)

預金機を使用して預金の預入れをする場合には、当組合および入金提携先所定の預金機利用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を、預金の預入れ時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先の入金手数料は、当組合から入金提携先に支払います。

6. (出金手数料)

支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合および出金提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当組合から出金提携先に支払います。

7. (払戻回数超過手数料)

当組合および出金提携先の支払機を利用して、無料払戻回数に制限のあるI型の貯蓄預金（以下「貯蓄預金I型」といいます。）を払戻す場合（後記10(2)により当

組合本支店の窓口でカードにより貯蓄預金 I 型を払戻す場合を含みます。)、当該貯蓄預金 I 型の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。）が毎月 1 日から月末日までの 1 か月間に 5 回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料を、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。

8. (振込手数料)

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当組合およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当組合からカード振込提携先に支払います。

9. (受付機による暗証等の変更)

受付機を利用して変更等を行う場合は、受付機の画面表示等の操作手順に従って、受付機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。

10. (預金機・支払機・振込機・受付機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記 (2) による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による振込ができないときは、前記 (2)、(3) によるほか、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (5) 停電、故障等により受付機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で所定の書類を提出することにより、暗証等の変更を行うことができます。

11. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記帳)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。）、入金手数料金額、出金手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額の通帳記帳は、通帳が当組合の預金機、支払機および通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記帳についても同様とします。

12. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

13. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

14. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合へ通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4

分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

15. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。

16. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

17. (預金機・支払機・振込機・受付機の誤入力等)

預金機・支払機・振込機・受付機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先の責任についても同様とします。

18. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認

できたときに停止を解除します。

① 後記 19 に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると判断した場合

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

21. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合本支店の店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上